[事案 25-70] 特約解約取消請求

· 平成 26 年 3 月 24 日 裁定終了

<事案の概要>

保険会社職員も承知していたにもかかわらず、何の連絡もなく特約を解約されたことを理由 に、解約を無効等を求めて、申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成4年11月に契約した終身保険の特約について、平成22年11月を払込期月とする年払いの特約保険料を、保険料払込猶予期間満了日である平成23年1月までに支払わなかった。

しかし同保険料の支払いについては、猶予期間満了後に保険会社職員の説明を受けてから方 針を決めることを保険会社職員も承知していたのに、何の連絡もなく特約を解約されたことに 納得がいかないので、解約を無効としてほしい。

また、契約時、募集人から「頭金制度を利用すると積立配当金が大きくなる」との説明を受けて終身保険特約を契約したにもかかわらず、積立配当金が0円であるのは納得がいかないので、相当額の積立配当金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)保険料払込猶予期間の満了日前後に申立人から連絡を受けたが、その内容は配当実績に関する説明を求めるものであり、払込猶予期間の延長の依頼ではなく、猶予期間の延長に関する合意の事実はない。
- (2)「頭金制度を利用すると終身保険特約の積立配当金が大きくなる」との記載・説明は、責任準備金比例で配当金の割り当てを計算する本契約の場合、当初より責任準備金額が大きくなる一時払いの方が平準払いの場合より有利に配当金が割り当てられると説明したにすぎない。本契約は高い予定利率で保険料が割り引かれていることから、平準払い・一時払いを問わず、配当が割り当てられた実績はない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、申立内容は認められないので、指定(外国)生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第37条1項にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

1. 申立人の主張の法的整理

申立人の主張は、以下の2点であると判断する。

- (1)保険会社職員との間で、特約保険料の払込猶予期間の延長に関する合意が成立していたので、保険会社は特約を解約できず、解約は無効である。
- (2)「頭金制度を利用すると積立配当金が大きくなる」との説明を受けて契約したので、相当額の積立配当金が支払われるとの契約で成立した。
- 2. 猶予期間の延長に関する合意について

以下の理由により、猶予期間延長に関する合意があったとは認められない。

(1)保険契約は附合契約であり、定款または約款の記載にしたがって契約内容が定められるものであるが、本契約の約款には払込猶予期間満了日以前に特約保険料の払い込みがな

- い場合には、本契約の特約部分は、保険会社の解除の意思表示なく将来に向かって解除されるとある。
- (2) 猶予期間満了日以前に申立人と対応した保険会社職員らへの質問票によれば、同職員らは、申立人が特約を継続するか否かの判断を保留する意向であったということについては、聞いたことがないと回答している。
- (3) 猶予期間満了日以後の申立人の手帳のメモには、特約が継続されていないことを申立人が認識していたことを前提とした会話がなされたことの記述がある。
- (4)申立人は、猶予期間満了日以後に「色々聞いて納得してから今後の方向性を決めたい」 等の連絡をしていたと主張するが、猶予期間満了後の連絡は猶予期間の延長に関する合 意とは関係しない。
- 3. 積立配当金の支払いについて

以下の理由により、申立人の主張は認められない。

- (1)保険契約は附合契約であり、定款または約款の記載にしたがって契約内容が定められる ものであるが、配当金は、剰余金の一部を積み立てた社員配当準備金から割り当てられ る社員配当金を原資とするもので、経済情勢によって金額が変動するものであり、一定 額の支払いが約束されているものではない。
- (2)「頭金制度を利用すると終身保険特約の積立配当金が大きくなる」との記載は、本契約に割り当てられる配当金のうち、利差益によるものは責任準備金に比例して計算されるものであるが、保険料を一時払いする方が平準払いするよりも、当初から責任準備金額が大きいので、割り当てられる社員配当金が大きくなることを説明しているにすぎない。